

村上 清 著

『企業年金と社会保障の課題』

ダイヤモンド社 昭和 40 年 322 ページ

一読してこの本の著者の該博なる知識に驚いた。しかもよく体系づけられている。民間の営利会社たる生命保険会社に籍をおかれる筆者が公的年金にこれだけの見識を示されたことに敬意を表するものである。書評であるから内容の紹介も一応しなければならないが、興味のある方には是非一読されることをおすすめするものである。では章をおって紹介しよう。第1章は「福祉国家と老齢保障」という題である。ここでは公的年金制度が社会福祉の一環として老齢者の所得保障となっていること、この年金制度にはいろいろの段階があることを概述している。この章の第2節には特に重要な発言がある。すなわち「公的年金にたいする拠出金はどのような名称によるものであっても、実質的には広義の税の一種とみられる。」という記述である。保険原則による分配以外の分配が行われていることを指す言葉である。これが所得税、物品税等とどのようにその性質を異にしているものであるかをここで一言解説してほしいところである。例えば厚生年金のように国民の一部分の加入者の拠出金を広義の税金と考えたときにどのようなことになるであろうか。そのような税金からの受益はどのような制限が付されるであろうか。もちろん集国外への持出しなどはもっての外ということになるであろう。5年間この集団に属した者と10年間この集団に属した者には差等をつけてよいのではないだろうか。この辺は集団ごとの目的税とみなされる。年金拠出金の給付への変換の在り方として研究を要するところであろう。これに対する理念が本書ではあまりはっきりされていないために、後の章において若干理解しにくい点が見られるように思う。目的税とみた場合その使用についてはどのような原則があるのか、またさらにそれを年金税としてみた場合はどのような原則が付加されるべきかをはっきりさせて欲しかった。本書でまず本書の立場としてこの問題を確立されて後、種種の議論の展開がなされるともっとよく各制度の在り方について、その論旨がはっきりしたように思う。生活保護は一つの所得保障であるし、税金からの分配である。社会保障の一つである老齢年金を考えると、なぜ税金からのすなわち一般会計からの分配ですまないのであろう

か。表現手段として「広義の税金」という言葉は非常に便利であるが反面、議論を曖昧にする。たとえば話は一挙に第10章に飛ぶが297頁の財政上の問題点で厚生年金の財政方式が問題になっている。賦課方式採用について若干の意見が述べられている。ここで言うておられる賦課方式の定義が若干よくわからないが、299頁に「しかし、発足後すでに20数年を経た厚生年金が、いまだに成熟の段階にほど遠いのは、個人的公平性を重視する給付と表裏をなす積立方式の採用が、これを阻んでいるからである。厚生年金を老齢福祉の制度として充実させるためには、積極的に賦課方式を導入し、その財政方式の裏付けによって、できるかぎり早期に給付が成熟の段階に達するような配慮が先決であろう。」とかかかれていますので、成熟の意味を受給者が多くなることと解すれば、資格期間の5年の者も、すなわち厚生年金集団に5年しかいなかった者にも相当高い給付額を出すことを意味する方式のものと思われる。そこで第1章の厚生年金集団に賦課する広義の税金としての保険料、の分配に対する理念が問題になるわけである。厚生年金集団に2、3年いて、あとは共済組合にいた者も厚生年金から、厚生年金加入20年の者とほぼ近い給付を出すことが果して正しいかどうか。国民全体が厚生年金加入ならば問題は消えてしまうが、現在のところ厚生年金加入者は全国労働者の約40%なのであるから。賦課方式は全国民的規模の制度に導入して始めて理論的にも実際的にもすっきりすると思う。

第2章「年金制度の諸問題」は主として米国の企業年金制度に借りて諸問題を展開してある。米国における企業年金を公的な老齢所得保障として実のあるものにするための各種の努力を解説してあって、わが国でも参考になる点が多い。

第3章「企業年金の公共化」は第2章と同様にカナダの企業年金と政府の比例年金制度に姿を借りて問題をだしている。州自治力の大きい、また民族間の調整をはからなければならないカナダのような国の困難はわが国ではあまり考えられないが、面白いと思ったのはわが国と丁度反対の型に問題が発生していることである。第三者

的発言であるが、個人主義的傾向の強い欧米の年金制度の形態と戦前、戦後の差はあってもなお上の力の強いわが国の国民性の在り方との差が丁度このような型の差となっておりあらわれているのであろう。

第4章「年金制度の再編成」はスウェーデンを始めとする北欧諸国にその例を借りている。ここでも企業年金のかわりに比例方式の国の年金制度を導入しているわけであるが、スウェーデンの場合の所得比例方式は積立金と給付の表をみると積立金が2000年ごろにはなくなるように設計されている。給付を受ける者が当分の間は非常に少い、しかも財政方式としては将来非積立式になるような計画は、財投資金を目的としたもののような印象をうけるのである。したがってこの政策は事業主に対する新たな課税と考えられる。これはますますに欲しい所得保障としての年金制度には平行しないように思われる。インフレーションの激しいスウェーデンでこのような新たな積立方式の年金制度が行われはじめていることに対して著者の意見を聞きたいように思う。いろいろの制度が早くから実施されており、福祉国家の名の高いスウェーデンのような国でこのようなことがまだ行われていることをどのように考えたらよいのであろうか。

第5章「企業年金による社会保障の代替」は英国の適用除外の制度について述べてある。英国の年齢制度は現在は賦課方式であるが、財政的に非常に困難をきたしているようである。わが国よりもかなり高い国民所得の国であるので、もう少し保険料の負担が可能のように考えられるのであるが、年金水準の引上げが生活水準に遅れてしまっているようであるし、今後の大幅な引上げが困難なようである。国の経済発展がいかに大きくとも、年金制度が完全に熟した段階では、その財政方式が積立方式であろうと、賦課方式であろうと大変な財政的困難を生ずることを教えているようである。この意味で英国の年金制度の解説は面白い。このような定額制が役不足であるから、企業年金へということはその心掛が悪いような気がする。本来社会福祉の一環としての老齢年金制度の根底は定額制度であるといってお発しているのであるし、社会福祉の根本理念からも正しいのであるから、この部分に国の全力をつくすことこそ本来の姿のように思うのであるが、これを比例部分の設置、企業年金の適用除外といったような型で逃げるような方向はおかしいのではないだろうか。この辺の事情が今回の日本の調整年金の出発点と異なるところのように見受けられる。そしてこのような点が保守党と労働党の政策の相違の根本であることを本書は良く伝えている。この章の最後の節で著

者は「さらに労働党の青写真に示されたスライド条項を含む年金について、私的企業年金によってこれにかわる運営が可能か否かも、予想される難点である。」と指摘されているが、この点が企業年金と国の年金制度の調整上の将来の最大の難物であることは洋の東西を問わないだろう。今後のわが国の調整年金制度はインフレーションの問題にどう対決するかでその消長をきめるように思う。

第6章は「年金財政と福祉効果」という題である。この章は税の体系とその配分といった面から社会福祉の財政にふれている。税金にもいろいろのものがあって、その負担が国民のどの層にどのように掛っているかをよく研究しなければ、社会福祉の諸制度の国庫負担の在り方を論ずることはできない。広く国家的な立場に立つならば必ずこの問題は研究しておかなければならないのであるが、一般に官庁同士のセクショナリズムと極限された立場から国庫負担をもらえばそれでよい、多ければ多いほどよいといった考え方が往々にして見られるようである。この点この章は一つの参考として大いに役立つものである。ただわが国には一般会計の他に財政投融资といったものがあり、これが年金制度と直接関係しているが、経済効果とは別に年金の側からはどのようなことにこれになるのか、わが国の場合を分析して欲しかったように思う。実際年金受給者は5.5%の利率で財投を通して分配をうけるのであるが、低利によって資金の融資を受けられるのは起債能力のある大体大きい企業だけになりがちである点、利潤を分配する場合のことを考えたとき、現在の財政投融资を通して受ける5.5%以外の利潤は年金被保険者外への持出しになることはどう考えるべきであらうか。これによって全体的に大企業と小企業の逆の所得分配が行われる傾向はないだろうか。所得累進の所得税を主たる財源とした一般会計からの国庫負担と本人負担の保険料から年金財政がまかなえれば、この方が所得の再分配機能は良く、社会福祉の理念に近いことを本書も指摘している。年金の側だけからは、財投の利子+国庫という型であろうと国庫だけであろうと別に財政がまかなえればよいのである。したがって国民の生産物の分配を貨幣を通して行うのに、財投の利子という複雑なものを通してくと所得再分配の機能が見やすくないこと同断である。これを一度わが国の現状に立って分析することは年金財政と福祉効果のこの章で筆者にあたって欲しかったように思う。なおこの章の第3節の年金制度における財政方式の決定のところは説明があまり簡単であるのでよく理解ができない。174頁の「当初の給

付支払が僅少で、しかも成熟の速度の遅い制度では発足当初から完全な賦課方式を採用することは勧めがたい。それは最初の世代の給付はほとんどすべてがつぎの世代の負担になってしまうからである。」と解説されているが、当初の給付支払の多い制度を賦課方式で始めたらもっと後代の負担が大きいのではないのだろうか。この文章はこれだけでは解らない。

第7章「年金制度のインフレ対策」では賦課方式（どうもこの本では賦課方式をある特定の方式を設定して書いているようで、それがどのような方式かを示していないため議論が良く判らないのが残念である）がインフレーションに強いことが説かれている。これはまったく同感であり、積立金が少しでもあればそれに対するインフレーションの影響は年金制度では困難な問題となる。単にインフレーションだけでなく生活水準の上昇に対しても同様な問題を公的年金では内蔵する。公的年金では一般の実質的生活水準が2倍になったとき年金額だけそのままに置くことは困難で、社会保障として十分でないととられることになる。インフレーションとはややその性質が異なるとしても公的年金の宿命としてこの問題は大きい。したがって保険料と給付の対応のまったくない老齢ということだけで与えられる目的税的な賦課方式に行かざるをえないのが公的年金の将来の姿ではないだろうか。

第8章は第7章の1つの解決方策として考えられた大改革である。すなわち「指数金融制度」である。このようなことが金融経済すべてにわたって可能であるとすれば積立方式の年金制度のガンであるインフレーションの問題はまったく心配のないものになるであろう。資本主義社会に潜在する常時の物価微騰を経済機構の必然的なメカニズムとして前提して実質価格の経済制度を打立てようとする方式を夢ではなく実行しようというのは大変なことである。北欧の合理主義を見せられているような話である。

第9章「社会保障と企業年金の調整」は、企業年金と社会保障をなぜ調整するかといったことから始まっているが、このような調整が必要であるとする基本理念があまりはっきり書かれていないのが残念である。基本的な国の年金制度の水準を引上げることに重点をおき、後の補足は個人の貯蓄なり各企業の年金制度で各々実行してはなせられないのだろうか。企業年金は大企業が実行しやすい。国の方の制度とこの調整部分の両方に費用分担を行えば、調整部分は大企業間同士の分配だけに関与して、国の年金制度だけにとどまる比較的小さい企業は置

きざりになることになる。所得再配分によって社会的にとり残されそうな階層も一緒に引上げて行こうとする社会保障の考え方からは、良いものだけが良い制度をということになり、金持だけのエゴイズムとして批判されることになる。とくにわが国の厚生年金制度はまだまだ定額部分が低いのであるから、保険料の負担能力の高い大企業からの保険料は定額部分の引上げの、すなわち再配分の大きい財源である。とにかくここは社会福祉として老齢年金制度の在り方としてはもっとも問題があり、議論の激しかったところであるからこの項は、もう少しこのあたりの理念をはっきりと整理して欲しかったように思う。理想は理想で、現実には現実であるからといってもわれわれはまず理想的なものをえがいて後、現実に降りたいような気がする。

第10章は「年金制度の将来」という題であるが、内容はわが国厚生年金に対する問題点の指摘である。給付規定上の問題として著者は「このような『個人的公平性』の重視は社会保障制度が本来の目的とすべき『社会的妥当性』を著しく後退させている」と書いておられる。著者は受給資格年数の短縮をはかって制度が早く成熟するようにとの気持ちから書かれているものと思う。これはまったく同感であるが、保険料負担能力の問題、先にのべた部分集団の年金制度と賦課方式とのギャップもあって実際面からはいろいろと困難があり、なかなか理想には遠い現実である。現在の厚生年金は男子20歳の必要保険料は1,000分の38、47歳では1,000分の88であり、実際はこれを一率にして賦課している。若干の個人的公平性を破っているわけではある。それでも資格期間の短縮はしていないのであるから、これを行えばその不公平性は相当なものになるであろう。

次に財政上の問題点で賦課方式への移行を出されているが、積立金をどの程度に食って行けばよいか理論的な目安が立てば良いわけである。保険料を引上げないで給付だけ改正したり、受給資格期間をむやみと短縮すれば、積立金はたちまち零になることはだれでもわかることであるし、それ以後の保険料は大変であろう。大幅な保険料引上げは経済の実情が現在のような発展段階でも完全に行えないことからみて将来のどのような経済発展のもとで可能になるのだろうか。厚生年金も積立式としての保険料の引上げが完全に行えないこと、既発生の年金受給者の年金額引上げの財源等のために、積立金が予定よりも不足してきつつあるので好むと好まざるとにかかわらず賦課式の傾向が強くなりつつあるようである。インフレーションの話は別として、財政方式が積立方式で

も、賦課方式でも受給者が多くなれば、年金財政は大変である。国全体としてみれば高齢者に生産物の分配をど

のように多く与えられるかという問題なのだから。

(淵脇 学 厚生省年金局数理課課長補佐)

H. コ リ ア 著

『人的資源の経済学』

H. Correa; *The Economics of Human Resources*

Amsterdam, North-Holland Publishing Company, 1963, pp. 262.

OECD 刊

『教育のエコノメトリックモデル』

OECD; *Econometric Models of Education*

Paris, OECD Publications, 1965, pp. 99.

1. 「均整のとれた経済発展と社会開発」が急激な経済発展を遂げつつある現代にあって真に国民の福祉を約束する新しい課題としてわれわれに与えられている。ただ単に経済発展に伴う格差あるいはひずみを除去するという以上に経済発展の基礎条件を用意するものとして社会開発を捉えるならば科学的客観的な多くの計画性が必要とされるであろう。しかしその方法論や体系的な理論はまだ十分に確立しているとは思えない。本書は社会開発の中でもっとも主要なものと思われる教育問題を取上げ、経済発展と教育システムの相互関係を示すモデルを使って数量的分析を試みたものである。本書の中核は、教育プランニングの問題に投入産出型のマクロモデルを適用し、主として次の様な問題を検討することである。

(1) 経済をある率で成長させるためには教育体系がどんな構造になっている必要があるか。そしてその構造は経済成長率の変化に伴ってどう変化しなければならぬか。(2) 経済成長を達成するにはどのようなマンパワー対策、措置が必要であるか。

経済と教育の問題については既に種々の書物で論じられていることでもあるので、ここでは特に計量モデルによる分析と計画に焦点をあてその問題点を中心にして紹介、論評を試みたいと思う。

2. 『人的資源の経済学』は2部からなり、第1部では労働力の量と質に影響を及ぼす要因を理論的、統計的に

分析し、人的資源の計画および政策々定に必要な変数間の関係の決定と測定に力点が置かれている。第2部では労働力、生産、教育体系の相互関係をめぐって議論が展開されこの書の本質的な部分である。

『教育のエコノメトリックモデル』は次の様に構成される。

第I部 経済発展に対する教育計画モデル

J. Tinbergen, H. C. Bos

第II部 スペインの計画モデル L. J. Emmerij

第III部 トルコの計画モデル J. Blum

第IV部 ギリシャの計画モデル G. Williams

第V部 モデルの評価と適用結果

J. Tinbergen, H. C. Bos

さてマクロ経済的教育計画が最初に発表されたのは1962年のJ. ティンバーゲンとH. コリアによる論文“急速な成長に対する教育の量的な適応”(Kyklos, Vol. XV)である。これは同年イタリアのFrascatiで開催されたHuman Resource Development Fellowship ProgrammeのTraining Course for Human Resource Strategistsのために用意された論文で、この中で教育計画の基本モデルが開発されている。ここに取上げた二つの書物はいずれも最初に展開されたこのコリア・ティンバーゲンモデルが礎石となっている。後者OECDの研究では先駆的なモデルにさらに検討を加え、より精練された計画が作成され各国の事例研究がなされている。